

2008年12月24日

厚生労働大臣
舛添要一様

全国伝統薬連絡協議会
会長 加次井商太郎



伝統薬存続に関する要望書

我が国の現況は、9月15日のリーマン・ブラザーズ (Lehman Brothers) 破綻を境に、米国経済の急激な収縮が百年に一度と言われる世界同時不況を引き起こし、それは日を追って悪化の一途を辿っております。貴省がその失業者対策に日夜努力なされていることは、テレビ等にて承知致しております。

全国伝統薬連絡協議会の会員は、昭和13年厚生労働省 (旧厚生省) が設立される以前より、既に自社で製造した医薬品を、手紙・電話等にて全国から商品の注文をお受けし、文書等により丁寧に説明の上、配送を致してまいり、大きな事故も大きな問題の発生もなく、販売を続けてまいりました。

その間、昭和35年に現行薬事法が制定され、平成18年に薬事法が改正、そして今回の薬事法施行規則等の一部を改正する省令案に至り、「郵便その他の方法による医薬品の販売等について、第三類医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与しないこと」の文言が追記されました。この箇所は、上述の如く古くから問題もなく、郵便等で商品を配送致してまいりました伝統薬製造業者にとりましては、全国におられる多くの患者様へ、継続的に医薬品をお届けできなくなるという事です。

尚、参考までに申し上げますと、当会員の製品は、今回のリスク区分では、「第二類医薬品」に該当致します。よって、「郵便その他の方法による医薬品の販売等【法第9条、第11条、第38条、新法第29条の2関係】」の細則中の「第三類医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与しないこと」に該当致します。

この不況下、全国伝統薬連絡協議会の会員各自は、その存亡をかけて伝統薬の維持継承に努力致しており、このままでは不測の事態の発生も予見されます。何卒長年我が国の文化遺産として、守り続けてきた伝統薬存続の為、「第三類医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与しないこと」の箇所につきましては、ご再考頂き、是非とも我々の存続可能な方策を省令に明記頂きます様、お願い申し上げます。